

別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）建設に伴う基本・実施設計委託業務
公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

平成28年 6月13日

別府市長 長 野 恭 紘

1. 業務の目的

本市の旧市街地での児童数は年々減少しており、授業、校外活動、学校行事等教育活動に影響を及ぼすようになったため、平成8年度から学校規模の適正化に取り組み3校の統合小学校を新設している。

この学校統合の採決にあたり「市内全域を含めた統廃合及び通学校区等検討委員会を設置し、市内全域を見据えたよりよい学校適正化の方向性を模索するため、さらなる検討を重ねること。」との付帯事項を受け「別府市学校適正化検討委員会」を設置したところである。

この検討委員会において、浜脇中学校・山の手中学校の両校についても慎重に検討され「浜脇中学校と山の手中学校を統合し、統合校の位置は現西小学校の校地とすることが望ましい。なお統合校の通学区域は、南小学校校区と西小学校と青山小学校の統合校区と別府中央小学校校区の富士見通りより南側地区とすることが望ましい。」との答申を受けている。

このような背景のもと、統合中学校の建設に係わる「基本構想」を基に、別府の特性を生かした地域とのつながりを深める施設整備を図るような計画を作成することを目的とし、統合中学校の施設整備について、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して最も適格と判断された設計者を選定し、統合中学校の基本・実施設計業務を委託しようとするものである。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）建設に伴う基本・実施設計委託業務 |
| (2) 業務内容 | 基本設計及び実施設計業務 |
| (3) 履行期限 | 平成30年3月末日 |

3. 参加資格

(1) 設計共同体でないもの（1者で提案する場合）

- ア 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年別府市告示第269号）による入札参加資格認定を受けている者（業種区分：建築コンサル）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- エ 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- オ 別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- キ ウの登録に係る建築士事務所に所属する一級建築士が4名以上であること。
- ク 学校（学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条の「学校」をいう。ただし、屋内運動場、武道場その他これらに類するものは含まない。）で、延床面積7,000㎡以上の建築設計実績（過去10年間の国内の実績で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。設計共同体の構成員として行った業務については、代表者として行ったものに限る。以下、同じ。）もしくは、国及び地方自治体の発注で延床面積7,000㎡以上の建築設計実績を有する建築士事務所であること。
- ケ 実施設計は、複数チームで分担して各施設ごとに同時並行して進捗することが可能な者であること。

(2) 設計共同体

- ア 2者から4者で構成する設計共同体であること。
- イ 構成員は、（1）のアからキまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- ウ 構成員は、国及び地方自治体発注で延床面積3,000㎡以上の建築設計実績を有する建築士事務所であること。
- エ 代表構成員は、（1）のクに掲げる条件を満たす者であること。また、総括責任者は代表構成員に所属する者であること。
- オ 設計共同体協定を締結している者であること。
- カ 構成員の分担業務は、業務の内容により設計共同体協定書において明らかな者であること。

- キ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施しないことが、設計共同体協定書において明らかな者であること。
- ク 各構成員の分担業務は、各施設ごとに同時並行で進捗することが可能なものであること。
- ケ 構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかな者であること。
- コ 構成員は、他の設計共同体の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒874-8511

大分県別府市上野口町1番15号
別府市教育庁 教育総務課 財務係
電話：0977-21-1111 内線5519
FAX：0977-22-5100
mail：gen-be@city.beppu.oita.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

ア 資料名

- (ア) 手続き開始の公告の写し
- (イ) 業務に係る基本的事項
- (ウ) プロポーザル実施要項
- (エ) 参加表明書等作成要領
- (オ) 参加表明書評価要領
- (カ) 技術提案書等作成要領
- (キ) 技術提案書審査項目及び評価基準
- (ク) 別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）建設に伴う基本計画の概要
- (ケ) 各様式

イ 交付期間 平成28年6月13日（月）から平成28年6月27日（月）まで
（土曜、日曜日及び祝日は除く。）

交付時間は、午前9時から午後4時30分まで

ウ 交付場所 上記（1）の担当部局（CD-Rを持参すること）

エ 上記資料は、別府市のホームページからも入手可能

（URL <http://www.city.beppu.oita.jp/> 別府市ウェブサイト）

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成28年6月27日（月）午後4時30分まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）

(4) プロポーザル提出要請者の決定及び通知（第一次審査）

ア 市長は、参加資格を認めた者のうちから、別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）建設に伴う基本・実施設計業務のプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選考を経て、プロポーザルの提出を要請する者を決定する。

イ 市長は、アの決定を受けた者に対し、プロポーザルの提出の要請をするものとし、プロポーザルの提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。

ウ テーマ及びプロポーザル作成要領など必要な事項については、今後の選定委員会で審議決定した後に市ホームページ等で公開する。

(5) プロポーザル（技術提案書）の提出

ア 提出期限 平成28年7月28日（木）午後4時30分

イ 提出場所 上記4（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと）

(6) プロポーザルの特定（第二次審査）

第一次審査を通過しプロポーザルを提出した者について、第二次審査において選定委員会がプロポーザルの審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各1名を特定する。
なお、ヒアリングの詳細は、別途通知する。

5. プロポーザル提出者の選定基準及びプロポーザルの特定基準

(1) プロポーザル提出者の選定基準

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力 (業務経歴等)	同種・類似業務実績、同種・類似業務適応性 技術者数、有資格者数等
2. 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	管理技術者及び担当主任技術者等の資格・経験、 業務実績、受賞実績、繁忙度等

(2) プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項
1. 担当チームの対応 (業務の実施方針・手法 及び提案)	(1) 取組み意欲 (2) 業務の理解度 (3) 技術提案の的確性・独創性・実現性 (4) 実施方針の妥当性

6. 審査

(1) 第一次審査

平成28年7月4日（予定）

(2) 第二次審査

平成28年8月4日（予定）

7. 選定委員会

プロポーザルの特定までにかかわる審査は、別府市立山の手・浜脇中学校（仮称）建設に伴う基本・実施設計設計者選定委員会設置要綱第3条2項の選定委員により、審査を行う。

8. 随意契約に係る見積書の徴取

市長は、選定委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。

ただし、最優秀者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否：否
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4（1）に同じ
- (4) 詳細は、参加表明書等作成要領又は技術提案書等作成要領による。なお、提出方法が適合しないもの、記載内容に不備があるもの、虚偽の内容が記載されているもの、他者の著作権を侵害した疑いがあると選定委員が判断したものなどについては、無効となる場合がある。